

# 使 用 前 確 認 申 請 書

関原発第454号

2023年11月17日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号  
関西電力株式会社  
執行役社長 森 望

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第43条の3の11第3項の規定により次のとおり使用前事業者検査の確認を受けたいので申請します。

|  |   |
|--|---|
| 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  | 名称 関西電力株式会社<br>住所 大阪市北区中之島3丁目6番16号<br>代表者の氏名 執行役社長 森 望  |
| 発電用原子炉施設の設置又は変更の工事に係る工場又は事業所の名称及び所在地   | 名称 高浜発電所<br>所在地 福井県大飯郡高浜町田ノ浦  |
| 申請に係る発電用原子炉施設の概要   | 高浜発電所第4号機<br>発電用原子炉施設に係るもの<br>その他発電用原子炉の附属施設<br>火災防護設備<br>火災防護設備に係る基本設計方針に記載の設備   |
| 法第43条の3の9第1項若しくは第2項の認可年月日及び認可番号又は法第43条の3の10第1項の規定による届出をした年月日   | 設計及び工事の計画の認可年月日及び認可番号<br>令和5年6月29日 原規規発第23062914号   |
| 使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所   | 工事の工程<br>工事完了時の検査（表7）<br>期日 自 2023年12月18日<br>至 2024年 3月<br>場所 高浜発電所<br><br>工事の工程<br>品質マネジメントシステムに係る検査（表9）<br>期日 自 2023年12月18日<br>至 2024年 3月<br>場所 高浜発電所 |
| 申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定期限   | 2024年4月   |
| 原子炉本体に係る工事の場合であって、原子炉本体を試験のために使用するとき、又は発電用原子炉施設の一部が完成した場合であって、その完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときには、その使用の期間及び方法 | —   |

(手数料 金 593,500円)

添付資料-1：工事の工程に関する説明書

添付資料-2：工事の工程における放射線管理に関する説明書

添付資料-3：施設管理の重要度が高い系統、施設又は機器に関する説明書

## 工事の工程に関する説明書

| 項目                    | 年月 | 2023年 |      | 2024年        |    |          |
|-----------------------|----|-------|------|--------------|----|----------|
|                       |    | 12月   | 1月   | 2月           | 3月 | 4月       |
|                       |    |       | 工事期間 |              |    |          |
|                       |    |       |      |              |    | ▼定格熱出力運転 |
|                       |    |       |      | 使用前事業者検査（表7） |    |          |
|                       |    |       |      |              |    |          |
| 発電用原子炉施設に係るもの         |    |       |      |              |    |          |
| その他発電用原子炉の附属施設        |    |       |      |              |    |          |
| 火災防護設備                |    |       |      |              |    |          |
| 火災防護設備に係る基本設計方針に記載の設備 |    |       |      | 使用前事業者検査（表9） |    |          |
|                       |    |       |      |              |    |          |

## 添付資料－2

### 工事の工程における放射線管理に関する説明書

当該工事場所は、非管理区域のため放射線管理はしていない。

## 施設管理の重要度が高い系統、施設又は機器に関する説明書

発電用原子炉施設における施設管理の重要度は、法第43条の3の9第1項の規定に基づく設計及び工事の計画における、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」等に従い、原子炉施設の安全上の重要性に応じ、下表「グレードの区分」に従い管理を行う。

| 重要度                           |   | グレードの区分                           |
|-------------------------------|---|-----------------------------------|
| 原子炉施設                         | ○クラス1の設備に係る工事<br>○クラス2の設備に係る工事<br>○クラス3の設備及びその他設備のうち、発電への影響度区分が「その故障がプラント稼働にほとんど影響を及ぼさない設備」を除く設備に係る工事 | Aクラス<br>又は<br>Bクラス                |
|                               | ○上記以外の設備に係る工事   | Cクラス                              |
| 原子炉施設<br>のうち<br>重大事故等<br>対処施設 | ○特定重大事故等対処施設<br>○重大事故等対処設備（常設設備）  | S A常設                             |
|                               | ○重大事故等対処設備（可搬設備）  | S A可搬（工事等含む）<br>又は<br>S A可搬（購入のみ） |

本申請において使用前確認を受けようとする対象施設のうち、重要度が高い機器はない。